# 用語の解説

#### 1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所(1 区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### 2. 従業者

令和4年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、有期雇用者(1か月未満、日々雇用)は含まない。

(1) 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

(2) 有給役員

事業所の取締役、理事などで(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を得ている 人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を 支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

(3) 常用雇用者

期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含める。

(4) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人(定年まで雇用される場合を含む。)をいう。

(5) 有期雇用者(1 か月以上)

常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(6) 臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用)) 有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(7) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(8) 出向·派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありなが ら当該事業所に来て働いている人をいう。

## 3. 事業所の産業分類

調査期間の1年間における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類(平成25年(2013年)10月改定)に基づき分類している。

なお、本書においては、中分類に基づき分類している。

### 4. 集計項目

- (1) 事業所数
  - =従業者1人以上の事業所数(※個人経営は含まれない)
- (2) 従業者数
  - =有給役員+常用雇用者-送出者+出向・派遣受入者
- (3) 製造品出荷額等
  - =製造品出荷額+製造工程から出たくず及び廃物の出荷額+加工賃収入額 +その他収入額(転売収入、修理料収入、販売電力収入、冷蔵保管料収入等)
    - + (消費税額、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額)
- (4) 付加価値額
  - =製造品出荷額等+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)
    - + (半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額)
      - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額、推計消費税額)
        - 一原材料使用額等一減価償却額
- (5) 粗付加価値額
  - =製造品出荷額等
    - (消推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額、推計消費税額)
    - 一原材料使用額等